

# 東海大学湘南学生会会則

## 前文

東海大学湘南学生会は学生による学生のための大学づくりを行うことを活動方針とする。

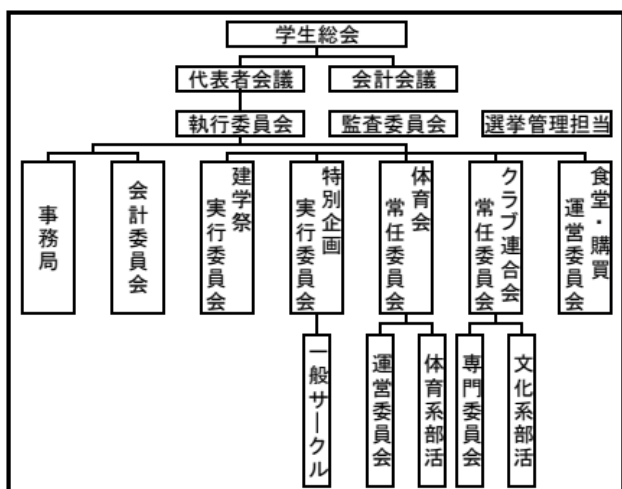
我々は学生会活動を通して、自分の世界を広げ、個人の可能性を伸ばし、人間として成長していくことを目的とする。

## 第1章 総則

第1条 東海大学湘南学生会（以後、「本会」と称する）本部を東海大学湘南キャンパスに置く。

第2条 本会は東海大学湘南キャンパスに在籍する全学部生を持って構成する。

第3条 組織図



第4条 東海大学湘南キャンパス全学部生（以後、「本会会員」と称する）は次の権利及び義務を有する。

1. 本会の諸機関に参加する権利
1. 本会の会則を遵守し決定を守る義務

第5条 本会の代表として次の役職を設置する。

1. 会長1名
1. 副会長1名以上3名以内

第6条 本会に次の議決機関及び討議機関を設置する。

1. 学生総会

1. 代表者会議

1. 会計会議

第7条 本会を運営する為に次の機関を設置する。

1. 執行委員会(本会の運営)
1. 監査委員会(監査業務担当)
1. 事務局(事務担当)
1. 会計委員会(会計業務担当)
1. 建学祭実行委員会(建学祭の運営)
1. 特別企画実行委員会(学生還元のための企画運営)
1. 体育会(運動部活動の振興)
1. クラブ連合会(部活動の振興)
1. 食堂・購買運営委員会(食堂購買の利用推進)

第8条 東海大学湘南学生会会則（以後、「本会会則」と称する）に定められた、役職、機関、団体は次の義務を有する。

1. 代表者会議によって決議された本会活動方針に沿って活動を行う義務
1. 本会会員に活動計画と活動結果の報告を行う義務
1. その他、本会の会則に定められた事項を行う義務

第9条 役職の任期は原則として4月1日から3月31日迄とする。

## 第2章 組織

第1節 会長・副会長

第10条 会長は次の職務を行う。

1. 本会を代表する義務
1. 代表者会議の議長
1. 本会の代表として東海大学学生会全学代表者会議への出席及び東海大学学生会全学代表者会議の提言による職務
1. 表彰に関する職務

第11条 会長の選出については、代表者会議の承認を経て、本会会員による選挙によって選出される。尚、副会長は代表者

会議によって推薦され、その内1名が  
全学代表者会議事務局員を兼任する。

## 第2節 学生総会

第12条 本会最高の議決機関として学生総会を  
置く。

第13条 学生総会は本会会員の二十五分の一以  
上の出席を以って成立とし、出席会員  
の四分の三以上の賛成を以って議決と  
する。

第14条 学生総会の議事運営に関する一切は執  
行委員会が行う。

第15条 学生総会は次の場合に会長が召集しな  
ければならない。

1. 代表者会議が必要と認めた場合

1. 本会会員の五十分の一以上の署名が  
あり、これを監査委員会が確認した  
場合

## 第3節 代表者会議

第16条 学生総会に次ぐ議決機関及び討議機関  
として代表者会議を置く。

第17条 代表者会議は次の団体の長(以後、「代  
表」と称する)及び会長及び監査委員  
会によって構成する。

1. 執行委員会(副執行委員長)

1. 事務局

1. 会計委員会

1. 建学祭実行委員会

1. 特別企画実行委員会

1. 体育会常任委員会

1. クラブ連合会常任委員会

1. 食堂・購買運営委員会

第18条 代表者会議は、代表が発言権、発議権、  
議決権を有する。

第19条 代表者会議に於いて、次の事項につい  
て話し合わなければならない。

1. 本会の活動方針について

1. 予算案について

1. 決算の報告について

1. 各構成団体の活動について

1. その他、会員相互の意思反映となり  
得るもの

第20条 代表者会議は議長によって召集される。  
但し、召集の事務手続きは事務局が補  
佐を行う。

第21条 代表者会議は、代表若しくは監査委員  
会による開催要求があった場合に開催  
される。

第22条 代表者会議は代表者全員の出席を以っ  
て成立とし、代表者の三分の二以上を  
以って議決とする。但し、不測の事態  
により会議が開催できない場合は議長  
及び監査委員会の承認を以って成立す  
る事とする。

## 第4節 会計会議

第23条 代表者会議に次ぐ議決機関及び討議機  
関として会計会議を置く。

第24条 第17条に明記されている団体の会計  
責任者及び会計委員長・監査委員長に  
よって構成する。

第25条 会計会議に於いて、次の事項につい  
て話し合わなければならない。

1. 会計制度の改善について

1. 団体間の会計業務の共有について

1. その他、会計業務に関わるもの

第26条 会計会議は、構成者による開催要求が  
あった場合に開催される。

第27条 会計会議は構成者全員の出席を以って  
成立とし、三分の二以上を以って議決  
とする。

## 第5節 執行委員会

第28条 本会会則の前文ならびに学生総会、学  
生投票および代表者会議の基本方針に

基づき本会の運営を行うために、執行委員会を設置する。

第29条 執行委員会は、次の役員が兼任する。

1. 会長(執行委員長)
1. 全学担当副会長(副執行委員長)
1. 副会長及び事務局長、会計委員長(執行委員)

第30条 執行委員会は次の職務を行う。

1. 本会会則の管理及び保管
1. 特別機関の管理
1. 7号館の運用

#### 第6節 監査委員会

第31条 本会の各役職、機関、特別機関及び団体の諸監査事務を行う為に、監査委員会を設置する。

第32条 監査委員会は次の職務を行う。

1. 本年度の役職、機関及び団体の物品監査
1. 本年度の役職、機関及び団体の会計監査
1. 本年度の役職、機関及び団体の活動監査
1. その他、監査委員会が必要と認めたもの

第33条 監査委員長及び監査委員は、前年度監査委員長の推薦により、本会会員による選挙によって選出される。尚、監査委員の定員は原則4名とする。

#### 第7節 事務局

第34条 代表者会議を円滑に運営していく為に、事務局を設置する。

第35条 事務局は次の職務を行う。

1. 代表者会議の議事運営補佐
1. 代表者会議の議案作成事務
1. 本会の事務
1. 代表者会議が認めた事項

第36条 事務局は議事運営の為、書記を1名以上設置する。

第37条 事務局長は執行委員会が推薦し、代表者会議で承認される。又、局員は事務局長により任命され代表者会議に報告される。

#### 第8節 会計委員会

第38条 本会財政の管理統括を行う為、会計委員会を設置する。

第39条 会計委員会は次の職務を行う。

1. 会計会議の開催
1. 会計会議の議長選出
1. 予算折衝の実施
1. その他、財務に関する事項

第40条 会計委員長は執行委員会が推薦し、代表者会議で承認される。又、局員は会計委員長により任命され代表者会議に報告される。

#### 第9節 建学祭実行委員会

第41条 教育・研究発表の場、実践的教育の場として建学祭を開催する。この建学祭を運営していく為に、建学祭実行委員会を設置する。

第42条 建学祭実行委員会は、建学祭に関する職務を行う。

第43条 建学祭実行委員長は建学祭実行委員会内の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、委員は委員長により任命される。

#### 第10節 特別企画実行委員会

第44条 学生への還元を目的とする企画の立案実行のための機関として、特別企画実行委員会を設置する。

第45条 特別企画実行委員会は、次の職務を行う。

1. 企画の立案
  1. 代表者会議で議決された企画の運営
  1. 一般サークルの管理及び会計監査
- 第46条 特別企画実行委員長は特別企画実行委員会内の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、委員は委員長により任命される。

#### 第11節 体育会

- 第47条 人間形成を目指し、広く社会に貢献するために、体育会を設置する。
- 第48条 体育会常任委員会は次の職務を行う。
1. 運動部活動の振興に関する職務
  1. 東海大学湘南学生会体育会建学祭運営委員会の管理及び会計監査
  1. 下部団体の会計監査
  1. その他、体育会の目的を達成するための必要な職務
- 第49条 体育会常任委員長は体育会内の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、委員は委員長により任命される。

#### 第12節 クラブ連合会

- 第50条 建学の精神に則り、大学の思想と科学の発展に寄与するために、クラブ連合会を設置する。
- 第51条 クラブ連合会常任委員会は次の職務を行う。
1. 部活動の振興に関する職務
  1. 東海大学湘南学生会クラブ連合会建学祭専門委員会の管理及び会計監査
  1. 下部団体の会計監査
  1. その他、クラブ連合会の目的を達成するための必要な職務
- 第52条 クラブ連合会常任委員長はクラブ連合会内の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、委員は委員長によ

り任命される。

#### 第13節 食堂・購買運営委員会

- 第53条 学生の食堂・購買利用を推進するため、食堂・購買部門の適正かつ円滑なる運営を行うために食堂・購買運営委員会を設置する。
- 第54条 食堂・購買運営委員会は次の内容について協議を行い大学と協議する。
1. 食堂メニュー及びサービス業務に関する事項
  1. 購買品に関する事項
  1. 環境整備に関する事項
  1. PRに関する事項
  1. その他運営に関する事項
- 第55条 食堂・購買運営委員長は食堂・購買運営委員会内の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、委員は委員長により任命される。

#### 第14節 東海大学学生会全学代表者会議事務局

- 第56条 東海大学学生会会則第6章による東海大学学生会全学代表者会議事務局員は、代表者会議によって推薦され全学代表者会議で任命される。

#### 第15節 東海大学学生健康保険互助組合

- 第57条 東海大学学生健康保険互助組合理約第4章第10条による副理事長(学生代表)は第56条で任命されたものが兼任する。

### 第3章 財政

- 第58条 本会の経費は東海大学学生会会則第8章による。
- 第59条 本会の会計については、本会が別に定める会計細則による。

## 第4章 細則

### 第1節 東海大学湘南学生会監査細則

第60条 監査委員会は本会会則に基づき、各構成団体の物品監査、会計監査及び活動監査を行い、その結果を代表者会議に報告しなければならない。尚、違反が認められた場合は勧告しなければならない。

第61条 勧告については代表者会議での承認を以て成立する。

第62条 翌年度本会役員選挙に於いて違反が見受けられた場合、監査委員会は翌年度本会役員選挙の無効を宣言し、その結果を代表者会議に報告しなければならない。

第63条 監査委員会は会計監査に当たり、会計の収入及び支出に関して特に次の事項に留意しなければならない。委細は会計細則に於いて別記定める。

1. 支出については支出すべき事項に対して遺漏はないか、契約書、物品、購入書、領収書その他付属書類が完備されているか、その支出に誤りはないか。

1. 支出の内容が本会会則の定める目的に適した用途で計上されているか。

1. 収入額と支出額の対照整理は適切に行われているか。

1. 監査委員会が指定した預金通帳の複写を照合し、整合性が認められるか。

第64条 監査委員会は各構成団体が不適当な目的で学生会費を使用した場合、その団体に対して支出金の返納を要求する事が出来る。

第65条 各構成団体は監査委員会から発行され

た要望書に基づき、財産目録書、予算計画書、決算報告書、活動計画書、活動報告書及びその他監査委員会が要望した公文書等を監査委員会に提出しなければならない。

第66条 予算計画書、活動計画書、決算報告書は代表者会議に於いて討議され、承認を得なければならない。又、活動報告書は代表者会議に於いて報告されなければならない。

第67条 各構成団体は監査担当を置き内部監査を行わなければならない。

### 第2節 東海大学湘南学生会会計細則

第68条 本会財政の管理統括は、会計委員会がおこなうものとする。

第69条 各役職、機関、団体は会計責任者を置き、各構成団体の代表者と共に金銭の管理及び所定の報告を行う。

第70条 本会の予算案は会計委員会が作成し、代表者会議の承認を得なければならない。

第71条 各構成団体は指定された期日迄に予算計画書を会計委員会に提出しなければならない。

第72条 各構成団体は予算計画書を作成する際、会計委員会と監査委員会の合同による予算折衝を受けなければならない。又、予算折衝を受けていない各構成団体の予算計画書は代表者会議に於いて審議することは出来ない。

第73条 各構成団体は収支決算報告書及び関係書類を設け、此れを保管し、指定された期日迄に監査委員会に提出しなければならない。

第74条 各構成団体に残金が生じた場合、原則として活動年度末に収支決算報告書を添えて会計委員会に返納しなければな

らない。

### 第3節 東海大学湘南学生会学生投票・選挙細則

第75条 本細則は、学生投票、本会会長、監査委員長及び監査委員の選挙について適用する。

第76条 本細則に於いて選挙に関する事務は、選挙管理担当が管理する。尚、選挙管理担当は本会役員の中から臨時で募集し、代表者会議で承認される。

第77条 学生投票は次の場合に行い、期間は代表者会議により決まる。

1. 代表者会議が必要と認めた場合

1. 本会会員の五十分の一以上の署名があり、これを監査委員会が確認した場合

第78条 学生投票及び役員選挙の期間は、少なくとも7日前に公示しなければならない。

第79条 投票は無記名式直接投票により行う。

第80条 投票は各議題につき、一人一票に限り、有効投票数の過半数の賛成票を以って、決議及び信任される。

第81条 学生投票は賛成、反対、棄権の3種類とし、役員選挙は信任、不信任、棄権の3種類とする。

### 第4節 東海大学湘南学生会代表者会議議事細則

第82条 本会会則に則り、代表者会議は代表者全員の出席を以て、成立とする。

第83条 代表者は次の義務を負う。

1. 代表者会議に出席する義務

1. 東海大学湘南学生会代表者会議議事細則(以後、本細則と称する)を遵守し、その目的達成に努力する義務

1. 代表者会議の場に於いて本会会員の意志反映を心掛け、その活動内

容を選出母体である会員に報告する義務

1. 代表者会議での発言、審議及び決定に責任を持ちその実施を監視する義務

第84条 議長は本会会則に則り会長が兼職し、書記は事務局が設置する。尚、議長は代表者会議の承認を得て副議長を設置することができる。

第85条 本会会員は本会会則に則り、議長の承認を受け、代表者会議を傍聴する事が出来る。

第86条 代表者会議に於ける各代表の権利は平等である。

第87条 代表に何らかの都合により代表者会議に出席することが出来ない場合、委任状を代表者会議開催迄に監査委員会に提出し、代表の代理として出席する事が出来る。但し、監査委員会は委任が適正かどうかを判断しなければならない。

第88条 代表者会議に於いて次の団体は議題を提出することが出来る。但し、提出する場合は原則として議案書作成以前に事務局へ議案を提出しなければならない。

1. 執行委員会

1. 監査委員会

1. 事務局

1. 会計委員会

1. 建学祭実行委員会

1. 特別企画実行委員会

1. 体育会常任委員会

1. クラブ連合会常任委員会

1. 食堂・購買運営委員会

第89条 議案はすべて事務局の指定した期日迄に事務局に提出し、議案書を作成する。議案書は代表者会議開催7日前迄に公

布しなければならない。但し、議案書公布日以前事務局への直接の相談があり、且つ事務局長が正当な理由であると判断した場合に限り、提出の遅れを認める。参考資料を要する議案の場合は、参考資料も共に7日前迄に公布しなければならない。また、公的ではない理由、心情等による公布・開示の延期はその一切を認めない。

第90条 議長による採決の宣告後、本会会則に則り代表者の三分の二以上を以て、議決とする。

## 第5章 付則

第91条 各団体は団体責任者の指名により団体責任者代理を設置することが出来る。尚、会長代理及び監査委員長代理については代表者会議の承認を必要とする。

第92条 執行委員会は代表者会議での承認により特別機関を設置することが出来る。

第93条 本会会員は、本会に定められた各役職・機関を兼ねることは原則出来ない。

各役職・機関を兼ねる場合は代表者会議によって承認を得なければならない。

第94条 各団体が会則及び規約・細則を作成する場合は、代表者会議で承認を得なければならない。

第95条 本会則に明記されていない問題が発生した場合は、代表者会議の場で話し合い必要な対策を決める。

本会会則の公布、施行、改正日は以下の通りとする。

2026年 2月11日 公布

2026年 2月15日 施行

## 付則規約一覧

- ・東海大学湘南学生会監査要綱
- ・東海大学湘南学生会会計内規
- ・東海大学湘南学生会表彰内規
- ・東海大学湘南学生会体育会会則
- ・東海大学湘南学生会クラブ連合会会則